

# 池田市行財政改革 推進プランⅢ

令和3(2021)年度 中間報告



令和4年2月 4日 池田市行財政改革推進委員会資料



# 目 次

---

---

I	池田市行財政改革推進プランⅢの概要	1
1	策定の趣旨	1
2	改革期間	1
3	改革の推進事項（4つの施策と12項目）	1
4	改革の目標	1

---

---

II	令和3年度中間報告	2
1	目標に係る各種数値の推移	2
2	中期目標に係る数値の推移	4
3	令和3年度9月末時点における取組状況	5

---

---

	【資料】用語解説	27
--	----------	----

## 凡例

\*〇〇〇〇※：【資料】用語解説に記載がある用語を示しています。

## I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

### 1 策定の趣旨

本市では、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の構築を念頭に、「池田市行財政改革指針」、「池田市行財政改革推進プラン」及び「池田市行財政改革推進プランⅡ」を策定し、量と質の両面からのアプローチにより行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後の社会情勢及び財政状況を考慮すると、より効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革を推進する必要があることから、令和4年度までを改革期間とする「池田市行財政改革推進プランⅢ」（以下「プランⅢ」といいます。）を平成31年3月に策定しました。このプランⅢに基づき、これまで以上に厳格な進行管理のもと着実に行財政改革の取組を遂行し、安定的な市政運営を可能とする行財政基盤の確立に取り組みます。

### 2 改革期間

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度

### 3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）

#### （1）開かれた市政の推進

- ①市民参画の推進
- ②広報機能の充実
- ③広聴機能の充実
- ④情報公開などの充実

#### （2）健全な行財政運営の推進

- ①行政の効率性と財政の健全化の確保
- ②歳入※の確保
- ③活力ある組織づくりと適正な人事管理

#### （3）広域行政の推進

- ①他市町との連携の強化
- ②国や府との協力関係の強化と役割分担

#### （4）情報通信技術の活用

- ①情報システムの機能強化
- ②行政情報の活用の高度化
- ③情報セキュリティ対策の高度化

### 4 改革の目標

#### （1）改革期間における目標（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

- ①財政調整基金※残高 令和4年度末20億円以上
- ②経常収支比率※ 90%台
- ③実働職員数※（一般会計※） 600人程度
- ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革※」の推進（職場環境の整備）

#### （2）中期目標（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）

## II 令和3年度中間報告

令和3年度中間報告は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までを対象期間として、期間中の行財政改革の取組や成果について報告するものです。

### 1 目標に係る各種数値の推移

(令和3年12月時点で未確定の数値については「－」を記載しています。)

#### (1) 財政調整基金※残高(各年度末)の推移 (単位:百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	5,348	5,250	4,812	－	－

#### (2) 経常収支比率※の推移 (単位:%)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
実 績	94.7	93.4	94.8	－	－	
(参考)	全国 市町村平均	93.0	93.6	93.1	－	－
	大阪府内 市町村平均	96.9	95.7	95.7	－	－

#### <参考> 健全化判断比率 (単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	－	－	3.4	－
早期健全化基準	12.28	17.28	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示しています。

令和3年度においては、社会保障関係経費や投資的経費※等が増加する一方、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い減少した市税収入の大幅な回復が見込めないことから、財政調整基金※残高については減少が見込まれます。経常収支比率※については地方交付税※等が増加することから、一定の改善が見込まれます。

(3) 一般会計※実働職員数※（各年4月1日）の推移 （単位：人）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計職員数	604	604	597	609	—
実働職員数※	588	585	578	590	—
療養休暇取得 職員数	1	1	1	0	—
産前産後・育児 休暇取得職員数	11	14	13	17	—
退職者数	4	4	5	2	—

<参考>類似団体※との普通会計※職員数（各年4月1日）の比較

（単位：人）

区 分		平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
池田市	普通会計※ 職員数	603	603	596	608	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	58.23	58.17	57.52	58.67	—
類似団体	普通会計※ 職員数	734	732	737	—	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	59.84	60.00	60.51	—	—

普通会計※職員数は地方公共団体定員管理調査結果によります。

一般会計※職員数との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたものです。

(4) 「働き方改革」※の推進（職場環境の整備）

本市では、個々の職員の実情に応じ、多様な働き方を推進するための職場環境の整備、業務改善のためのイノベーションの導入、絶え間ない業務プロセスの見直しについて、様々な視点から取り組むことによって生産性向上をめざし、良質な市民サービスの確保に努めます。

① 年次休暇の取得状況

（単位：日）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均取得日数	10.1	10.1	10.9	—	—

年次休暇は、原則として年間20日（前年度の残日数繰越し分以外）付与されますので、付与日数の半数以上の取得が継続していることが分かります。

② 年次休暇の取得日数が10日未満の職員の状況

(単位：％)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
該当職員の割合	55.5	50.6	48.2	—	—

年次休暇の取得日数が付与日数20日の半数に満たない職員の割合が低くなることで、多くの職員が一定の日数以上の年次休暇を取得できていることが分かります。

③ 勤務時間の弾力運用の取得状況

(単位：人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (～9月)	令和4年度
取得実人数	62	71	58	33	—

1日の勤務時間を変えることなく、勤務開始時間を30分単位で繰り上げ、又は繰り下げることで、夜間における会議といった業務上の事由や育児・介護といった業務外の事由等に弾力的に勤務時間を対応させ、長時間勤務を抑制するとともにワーク・ライフ・バランスの維持向上を図っています。

④ テレワークの実施状況

(単位：件)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (～9月)	令和4年度
実施件数	—	—	100	155	—

感染症対策及び柔軟な働き方を実現するため、令和3年1月18日よりテレワークを導入しました。

2 中期目標に係る数値の推移

形式収支※の推移

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	238	507	296	—	—
臨時財源補てん※ 額を除いた場合	△166	34	△251	—	—

<参考>臨時財源補てん※額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地売却	4	273	47	—	—
基金取崩し	400	200	500	—	—
計	404	473	547	—	—

土地売却は、財源補てん分のみを記載しています。

基金取崩しは、財政調整基金※に係るもののみを記載しています。

### 3 令和3年度9月末時点における取組状況

注1 重点欄の☆印は、プランⅢの改革期間における重点取組項目であることを表す。

注2 新規欄の★印は、プランⅢの改革期間における新規取組項目であることを表す。

注3 令和3年度の実施目標欄に“二”印の記載がある取組は、プランⅢの改革期間において掲げた目標について、達成の後も尚継続している取組又は内容に見直しがあった取組を表す。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
1	開かれた市政の推進							
	(1) 市民参画の推進							
	① 協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。							
	☆				市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討【広報シティプロモーション課】	委託業者の活用による広報業務の作業を見直す。また市民記者や市民団体との協働による広報活動を推進する。	市民記者による「池田報道 市民記者が行く!」の記事を、広報いけだに5記事掲載した。	
	☆		★		産官学民の連携による地域課題の解決【各部署】	【SDGs政策企画課】 新任副主幹研修の一環として、大阪大学と連携しワークショップの企画調整及び開催を行う。 SDGs※未来都市計画等の中の要素として、産官学民の連携の場であるプラットフォーム※の本格稼働を図る。 【都市政策課】 池田駅周辺エリア再生に向けたエリアプラットフォーム※の第1回検討会を10月に開催し、以降毎月1回開催する。池田駅周辺エリアの未来ビジョン骨子を作成する。	【SDGs政策企画課】 第7次総合計画策定ワーキングへの提言を目的としたワークショップを4回開催した。プラットフォーム※の立ち上げに向けた調整を行った。 【都市政策課】 エリアプラットフォーム※の組成に向け、池田駅周辺エリアで活動している団体、事業者等へヒアリングを行った。	【都市政策課】 エリアプラットフォーム※による第1回検討会を10月に開催し、以降、毎月1回検討会議を実施する。池田駅周辺エリアの未来ビジョン骨子を作成する。検討会議でのアイデア、仮説等の実証実験等の実施に向けた準備、検討を行う。
					外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】	ボランティアクラス（対面）> 木曜日の10時から11時30分 ボランティアクラス（Zoom）> 火曜日、木曜日、土曜日の10時から11時45分のうち45分 教室型クラス> 土曜日の10時から11時30分 ・学習支援ボランティアは養成講座を終了した方を対象とする。 ・保育ボランティアは5名程度在籍。	ボランティアクラス（対面）> 新型コロナウイルスの影響により対面のボランティアクラス及び保育は中止した。 ボランティアクラス（Zoom）> 開催回数：66回 参加者（延べ）：ボランティア：311名、学習者：454名 教室型クラス> 開催回数：15回 参加者数（延べ）：43名	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
				★	外国にルーツをもつ子ども向けの学習支援をボランティアの協力でより実施【人権・文化国際課】	土曜日の10時から11時40分（第2土曜日は除く）に実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から7月まで休止した。再開後の8月からの利用者累計は31名。	
				★	外国人市民を主体にした多文化共生イベントの実施【人権・文化国際課】	年2回程度実施する。	新型コロナウイルスの影響により実施が困難であるため実績なし。	新型コロナウイルスの感染状況を注視し、可能なタイミングで実施を検討する。
				★	新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進【学校給食センター】	12月に地元食材を使用した給食の提供を行う。	細河地域コミュニティと12月に使用する細河だいの打ち合わせを行った。地元食材を使用することにより、園児・児童・生徒が食に関心を持つことができる。	
				★	東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進【生涯学習推進課】	4月に聖火リレーの実施・運営、事前合宿受け入れのプロポーザル告示を行う。 5月に事前合宿受け入れ業者を決定する。 7月にパラスポーツフェスタ及びロシアアパレルチーム事前合宿を実施する。 7月から8月にホストタウン関連展示会を開催する。 8月にフランス県いすラグビーチーム事前合宿及びパラリンピック聖火フェスティバルを実施する。	上記のうち、聖火リレー及びロシア・フランスの事前合宿については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止した。それ以外については、感染症対策に留意しながら予定通り実施できた。また、パラリンピック終了後の9月には、本市出身でパラアスリート日本代表として出場した岡崎愛子選手のオンライン報告会を行った。 池田市がロシア・フランスのホストタウンであることを周知し、オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成と市民の国際理解・多様性理解の促進を図ることができた。	11月にパラバドミントン日本代表合宿を、1月にスポーツフェスタを実施する。
② 各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。								
					防災講座開催による、市民の防災意識向上と防災活動に係る参画の推進【危機管理課】	防災講座を年に3回（例年は11月、12月、1月）開催する。	新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施しない予定であり実績なし。	
					各種審議会のメンバーの公募【各部署】	適宜、委員の公募を実施する。	8月に地域福祉計画策定委員会委員の公募を実施し、3名の応募者から2名を選定した。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
(2) 広報機能の充実								
① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。								
					「広報いげだ」の内容の充実 【広報シニアプロジェクト課】	月1回の安定的な発行及び市民にとっ て見やすく手に取りやすいデザインに なるよう創意工夫していく。	安定して毎月発行した。	
					「グラフィけだ※」の内容の充実 【広報シニアプロジェクト課】	今年度の発行予定はなし。	発行予定がないため実績なし。	次回作成に向けて、デザイン、 レイアウトを検討する。
					「暮らしの便利帳※」の官民協働による改 定 【広報シニアプロジェクト課】	在庫数の減少に伴い、6000部を増刷 する。	予定通り7月30日に6,000部を発行した。 制作費用をかけず、人件費及び増刷分の費用 のみで市民サービスに与えた。	
					「池田市統計書」の概要版の作成 【総務課】	令和2年版統計書の内容を元にした統 計データで概要版を作成し、より多く の方に向けて池田市の情報を発信す る。	6月に発行した。統計書ほど詳細な内容では ないが、概要をA4用紙一枚にまとめて配布 することにより、多くの方に池田市への理解 を深めてもらうことができた。	
				★	防災行政無線の整備による広報機能の充実 【危機管理課】	避難情報・気象情報だけでなく、夕方 の定時メロメロや防犯情報にも活用す る。	6月13日に一斉鳴動訓練を実施した。気象 警報、訓練情報、特殊詐欺防止や新型コロナウイルス の安全安心に繋がる情報発信にも活用できた。 また平日毎17時に「夕焼け小焼け」のメロ ダイ放送を行った。	
② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。								
		☆			SNS※の更なる活用による広報活動の推進 【広報シニアプロジェクト課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報 を行う。また、更新頻度を高める。	新型コロナウイルス関連情報やその他市政情 報をLINE、Facebook、Twitter、 Instagramなどで配信した。	継続的に新型コロナウイルスや イベント情報などを発信し、よ り戦略的な発信をめざす。
					ホームページにおける市政やまちの話題の 情報発信 【広報シニアプロジェクト課】	利用者にとってより見やすく・探しや すく・わかりやすいホームページのた め、継続的な改善に努める。	継続して改善に努め、情報発信に寄与でき ている。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
			☆		Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信【空港・観光課】	池田市に関する情報を積極的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。	コロナ禍であるため十分な観光情報発信ができていないものの、8件の投稿を行い、フォロワー数は昨年度末時点の5,722人から32人増加し、5,754人となった。	
					ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。昨年度の同時期に比べ、ウェブサイトのアクセス数が+4%と上昇しており、効果的な情報発信ができています。	市で実施している子育て世帯向けのイベントの特集記事を掲載するなど、子育て世帯にとってより有益な情報発信を行う。
					「いだけつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	9月末までの登録者数は、累計1,192名、令和3年度中は54名の新規登録者数があり、一定の増加が得られている。6月から出生届出時にファミリー版lkeda_s※の配布を開始し、同時にe-lkeda_s※の案内チラシを渡していることにより、一定の増加が得られている。	今後、活用を更に促進していくためには、活用のための仕組みを構築していく必要がある。
				★	消防Facebookページによる情報発信【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を14件発信し、リアルタイムで消防に関する情報発信ができた。消防の多種多様な取組や情報を発信することで消防を身近に感じてもらえた。	
			☆		「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信【教育政策課】	フォロワー70人をめざす。「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を年10回程度行う。	「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を58回掲載した。フォロワー数は現時点で58人。	塾生以外のフォロワー数が伸び悩んでいる。
③ 地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。								
					「まちづくり出前講座※」の充実【広報シティプロモーション課】	滞りなく出前講座を実施する。	昨年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響で、出前講座の申し込みが減少し、9月末時点で1件のみの実施となった。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
④ マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。								
					報道機関への記事提供 【広報シティプロモーション課】	市政情報やイベント情報について報道 機関に発信する。	報道機関への発信を60件実施した。	新型コロナウイルス関連の記事 提供が増加した一方で、昨年に 続きイベント関連の記事提供が 減少している。
					観光大使※によるPRの実施 【空港・観光課】	観光大使※に、精力的に池田市をPRし てもらえるよう促す。	新型コロナウイルス感染症の影響でイベント の開催がなくPRが難しくかったため、各自所 有のSNS※にて池田市の情報発信を行って もらっている。	
⑤ 子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。								
					「声の広報※」の作成・充実 【広報シティプロモーション課】	音声版広報いけだを作成・配布し、市 ホームページでも掲載する。	毎月1回「声の広報※」の配布と市ホーム ページへ音声版を掲載することにより、視覚 障がい者への広報活動の充実を図った。	
					転入外国人向けに「多言語版生活ガイド ※」の発行【人権・文化国際課】	—	隔年発行のため、今年度は発行予定なし。	
					外国人市民向けに「池田くらしの情報※」 を発行【人権・文化国際課】	隔月で6回発行する。	英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア 語、やさしい日本語の計5言語へ翻訳し、4- 5月分、6-7月分、8-9月分を発行した。	
(3) 広聴機能の充実								
① 市民と市長の直接対話の場の充実に努める。								
					市民と市長の直接対話の場の充実 【各部署】	10月6日に実施予定の「市長と若者の 対談」開催に向けて対談者の選定及び その他調整作業を実施する。	参加者14名が確定し、9月30日に実施した リハールには全員出席した。 近なこと自身と市との関わりやその将来の在 り様などの話しをすることにより、普段関わ ることがない様な経験をし、自身と市との関 わりを考える絶好の機会提供の一助となるこ とが期待される。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
② 市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。								
					経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施【市政相談課】	相談件数の多寡ではなく、一つ一つの問い合わせに対し、誠実かつ適切な質の高い対応を行う。	苦情30件、意見問合せ714件、照会・問合せ417件に対応した。市民相談における意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を維持し、意見要望などに適切に対応することができた。相談においては助言を行い方向性を見出すことができた。	
③ 一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。								
					法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施【市政相談課】	多種多様化する市民の相談を聴き、適切なアドバイスを行う。	法律相談142件、司法書士相談55件、行政書士相談15件、土地家屋調査士相談7件、宅地建物取引士相談8件、税理士による相談26件の専門相談に対応した。専門相談における事前受付から当日の相談まで予定通りの取組を実施し、市民の相談に対応することができた。	
(4) 情報公開などの充実								
① 開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。								
					行政情報コーナーの充実【市政相談課】	行政情報コーナーが行政文書にかかる情報公開の場として機能するよう、池田市情報公開条例に基づく情報公開目録の整備（3か月毎の更新）や展示資料の整理に努める。	情報公開目録は3か月毎に更新した。情報公開件数51件。個人情報公開件数5件に対応した。情報公開の受付を以前の2階行政情報コーナーに戻し、受付・開示を同場所で行うことにより案内しやすくなった。	
					審議会などの会議の公開の推進【市政相談課】	審議会等の会議の開催及び公開状況を調査・公表する。	審議会等は、会議及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧に供するとともに、情報提供に努めた。池田市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、令和2年度の審議会等の開催状況一覧表を作成し、9月末に公表した。	
② パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。								
					パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保【各部署】	池田市パブリックコメント手続※要綱に基づき、手続の対象となる計画等の案の趣旨、内容等を広く公表するなどと、適切なパブリックコメントの実施に努める。	2件のパブリックコメントを実施し、計画案等を広く周知するとともに、11名から38件の意見を得た。執行機関等の公正の確保と透明性の向上を図り、市政における意思決定過程への市民参画の場を確保することができた。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
					市民意識調査の実施【各部署】	7月に地域福祉計画策定に係る市民意識調査を実施する。前回アンケート調査実施時より、回答率5%増加（前回回答率42.0%）を目標とする。	池田市内に在住する18歳以上の無作為抽出した市民3,000人にアンケートを実施し、有効回答数1,430人、有効回答率47.6%であった。スケジュール通りの実施及び回答率増加を達成することができた。	アンケート調査の分析結果をまとめ、令和3年度末に作成予定の計画案の骨子に反映させる。
<b>2 健全な行政運営の推進</b>								
<b>(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保</b>								
<b>① 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。</b>								
					「地域分権フォーラム」の開催などによる地域分権制度※の周知【コミュニティ推進課】	地域分権活動発表会を開催する。	コロナ禍の中で、どのような形で開催するかを含め、企画立案している。	各地域コミュニティ推進協議会との調整の後、開催方式を決定し、事業周知を行う。
					地域分権制度※の市民意識調査の実施【コミュニティ推進課】	—	令和2年度に実施したため、今年度は実施予定なし。	令和4年度以降実施するか検討する。
					市民ニーズに応じた提案事業の実施【コミュニティ推進課】	令和2年度提案事業として、各地域コミュニティ推進協議会から提案のあった167事業（予算総額64,511千円）を順次実施する。	各課において、順次事業実施している。地域の課題を一番よく知っている地域住民が予算提案・事業実施を行うことにより、きめ細やかな、かつ住民満足度の高いサービス提供が可能となっている。	
					地域分権推進基金の活用【コミュニティ推進課】	地域コミュニティ推進協議会の合計で、3,489千円の積立及び17,560千円の取り崩しを行う。	年度末に執行予定のため実績なし。	
<b>② 抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。</b>								
					AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	公共施設予約・施設システムやWeb会議システム、テレワーク端末の安定した稼働及び効率的な運用を行うよう努めた。Web会議システムやテレワーク端末の導入を行ったことにより、業務の効率化に繋がった。	引き続き、RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び活用の検討を行う。また、新たなシステムの導入など、各種サービスの研究を行う。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
				★	行政手続等における押印の見直し【行財政改革推進課】	行政手続等における押印の見直しを行 い、押印を廃止できるものについては 今年度中に規則改正手続を行う。	昨年度策定した押印見直し方針に基づき、各 課が提出した検討結果について取りまとめ た。押印の廃止により、行政手続等の簡素化 及び市民等の利便性の向上を図る。	今後の進め方の手順及びスケ ジュールの確認を行い、令和4 年度から新様式の施行開始に向け、各課 等との連携等について検討を行う。
					阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直 し【環境政策課】	周辺地域の大气汚染状況や近隣自治体 における監視状況について情報収集を 行う。	大気汚染に係る情報の収集を行った。	
					ごみ排出量の削減【環境政策課】	第3期一般廃棄物処理基本計画に基づ き、令和17年度に向けて家庭系及び 事業系ごみの総排出量を令和元年度比 14%削減、家庭系ごみ排出量原単位 を令和元年度比5.8%削減するため、 各種施策を推進する。	ごみ減量化及びリサイクルの推進に資する事 業を継続実施している。	
				★	認定こども園の園児の情報管理、職員の勤 怠管理に係るシステム導入による事務処理 の効率化【幼児保育課】	園児の登降園情報について保育システ ムにより管理することで、職員の負担 軽減を図る。また、運営事業者と連携 を図りながら早期の問題解決に取り組 む。	園児の登降園情報の管理において、運営事業 者と連携しながら保育システムを運用して おり、登降園時間や出席状況等管理の自動化 による事務処理の効率化が図れている。	運用は継続的に実施している が、職員の負担軽減における費 用対効果については今後も検討 が必要である。
			☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る 事務処理の効率化【幼児保育課】	選考所要時間の短縮により人件費相当 額の75%を削減する。 令和4年4月入所分の選考結果通知を 元年度分より1か月早期化する。	令和3年度4月入所選考の結果通知を、例年 より3週間早期化することができた。5月以 降の各月入所選考においても活用する。 入所選考における結果のシステムへの反映が なくなり、その時間の人件費が削減できた。 選考結果通知の早期化により、市民の保活※ の時間制約を削減という行政サービスの向上 を図った。	
③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。								
			☆	★	指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラ インなどの整備と公民連携の推進に係る検 討【行財政改革推進課】	昨年度実施した指定管理者※制度に係 る運用指針の改訂と公民連携にかかる 検討を行う。	関係部署と調整を行いながら指定管理者※制 度に関する様式の変更を行い、また運用指針 の改訂作業を進めている。 公民連携に係る先行事例の情報収集及びセ ミナーや補助金の活用に関して庁内への周知を 行った。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
				★	猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者※選定による効果的かつ効果的な公の施設※の運用【公園みどり課】	指定管理者※による施設の運用管理を行う。	各施設ごとに指定管理者※を選出し、運用管理を実施している。用途に合ったグループビークを創出の向上や、適正な維持管理につながっている。	
			☆		家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】	委託の拡充は行わず現状を維持し、定年退職者数が多い3年後までに職員の新規採用と合わせて、委託拡充について検討する。	現状の契約に災害時の対応が含まれていないため、職員（国営）での対応となる。災害時の対応を含んだ変更契約を結ぶば可能だが、契約金額が更に高騰し、大きな削減効果が見込めないことから、新たな委託は行わず、現状を維持している。	令和4年度の委託拡充は行わず、3年後の定年退職者が増加する際の人員確保が職員の新規採用などで可能かどうかも含め合わせて、委託拡充の時期を検討する。
			☆	★	クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】	—	令和2年度から土日及び夜間の民間委託を実施できている。	
			☆		五月丘保育所の移転・民営化【子ども・若者政策課/幼児保育課】	—	令和2年4月から、移転先施設での運営を開始した。引継ぎ状況の確認等のため、市・法人・保護者による協議会も同年開催済みであり、取組は完了した。	
					市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【交通道路課】	—	令和2年に検討した結果、導入前に老朽化した施設の更新工事が必要であると判断し、指定管理者※制度の導入を見送ることとした。	換気ファン等の更新工事を実施し、今後も施設の老朽箇所を確認し適切に対処していく。
			☆		市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【都市政策課】	—	令和2年度に指定管理者※制度を導入した。	
				★	学校給食センターの運営の民間委託の検討【学校給食センター】	—	令和2年度に民間委託を導入した。	
			☆		分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討【図書館・石橋プラザ】	石橋新図書館開館と同時に指定管理者※制度導入は難しいという判断結果から、正規職員の司書不足を補うため、令和4年度採用に向けて司書の採用試験を実施する。	8月に正規職員の司書を1名募集し、10月に第1次試験を実施することが決定した。	予定通り採用試験を実施し、正規職員の司書不足を補う。
			★		都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度の導入【公園みどり課】	設置管理許可制度に基づき管理運用を実施する。	自動販売機45台、駐車場4か所、売店などの公園施設について新たに設置管理許可を与えることにより、公園施設の機能増進が図れた。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
④ 施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う								
				★	旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用の検討【危機管理課】	備蓄品の整理を行う。	備蓄品の整理を行い、在庫管理等を行っている。	災害時の物資の拠点としての体制を構築する。
			☆		共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進【公共建築課】	公共施設の適正配置に向けた取組の実施、市民活動交流センター及び石橋地域拠点施設（ツナガリ工石橋）の建築を行う。	旧池田会館の跡地に市民活動交流センターを建設している。 旧石橋駅前会館等の跡地に石橋地域拠点施設（ツナガリ工石橋）を建設している。	市民活動交流センターは3月に、石橋地域拠点施設（ツナガリ工石橋）は1月に竣工予定。
			★		個別施設計画※の策定と公共施設等総合管理計画※の更新【公共建築課】	12月に公共施設等総合管理計画※の改訂し、2月にパブリックコメント手続※を実施し、3月にその結果及び公共施設等総合管理計画※の公表を行う。	公共施設等総合管理計画※の改訂作業を進めている。	
			☆	★	敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備【高齢・福祉総務課】	万寿荘の一部土地買収交渉、買収を実施し、事業手法を決定する。	買収予定地の土地所有者との買収交渉を行っている。	
			★		立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上【都市政策課】	各種誘導施策の進行管理を行う。 都市再生整備計画※（阪急池田駅周辺地区、阪急石橋駅周辺地区）の事業完了にあわせて、事業効果分析調査を行う。	事業の進捗にあわせて、都市再生整備計画※の変更を行った。	今年度末で事業完了予定の各種事業の進行管理を行い、事業完了にあわせて事業効果分析調査を行うとともに、次期都市再生整備計画※の案の作成を行う。
			★		都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備【公園みどり課/都市政策課】	公園整備工事を発注（土木8月/建築9月/造園10月）し、整備工事を3月に竣工する。	公園整備工事（土木・建築）の発注が完了した。交流拠点となる公園等を整備すること、池田駅周辺のにぎわい創出、来街者の回遊性の向上、地域住民のコミュニケーション形成及び防災機能の向上につなげる。	新型コロナウイルス感染症対策の為、大人数を一度に集めての住民説明会などは実施できなかったが、発注後も住民協議を継続している。
			☆	★	低区配水池※の跡地活用の検討【水道工務課】	耐震性貯水槽を使用した災害訓練を実施する。	10月の上下水道サボーター会議で、耐震性貯水槽を使用した応急給水訓練実施に向け、準備を行った。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
				★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討【浄水課】	広域化の動向を確認し、施設の統廃合・更新を実施する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視している。今年度の実施予定の給水区域の統廃合に向けた調整を実施した。	目標達成条件は、府域一水道に向けたあり方協議会から広域的連携推進協議会（法定協議会）に移行した場合とす。また、給水区域の統廃合については、隣接する配水池から給水することで未雨綏豊である伏屋台低配水池への送水を終了した段階とする。
				★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	災害時を見据えた広域連携について、部内だけでなく大阪府とも意見交換を行った。部内会議で広域化の進め方を検討していく上で、池田市、豊中市、大阪府の現状や課題について、意見交換や情報共有ができ、職員の資質向上につながった。	令和元年度における大阪府の見解により、池田市下水処理場と原田処理場※の統合については、検討を停止している。今後も部内会議を実施し、災害時の下水処理について柔軟な広域連携の検討を続けていく。
				★	長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討【公園みどり課】	設備更新・整備メニューの確定（9月） 五月山体育館ESCO※事業の本契約（10月） ESCO※事業の設備更新工事の実施（11月から令和4年2月） 試運転開始（3月） を実施する。	指定管理者※の協力もあり詳細調査が円滑に実施できた為、想定より早い9月に五月山体育館ESCO※事業の本契約を締結することができた。 設備更新型ESCO※事業を実施することで、省エネ化を図るとともに、設備更新が促進され、継続的な市民サービスが可能となり、また環境負荷の軽減につながる。	
			☆	★	学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【教育総務課】	計画の方針に基づき今後の学校施設における具体的な整備計画を検討する。	池田市立小中学校施設について、計画の方針に基づき今後の学校施設における具体的な整備計画の検討に着手した。	
				★	新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【学校給食センター】	—	令和2年8月に新しい給食センターを開設し、取組を達成した。	令和4年度から令和5年度に旧学校給食センターの解体工事をを行う。
				★	市立石橋保育所の廃止及び跡地活用の検討【子ども・若者政策課/幼児保育課】	保育所等の解体工事を実施する。跡地での新保育施設運営に係る事業者公募要件の検討及び事業者の公募を行う。	解体工事は年内には完了見込。事業者公募要件について検討した。	事業者公募要件を確定の上、公募を年度内に実施する。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
⑤ 予算における企画立案 (plan) → 実施 (do) → 評価 (check) → 企画立案への反映 (action) のサイクルを確立し、効率的な行政を行う								
					決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討【行財政改革推進課】	隔年実施となっている市長・副市長ヒアリングの実施時期を調整し、事業見直しを実施する。	市長及び副市長の交代があったため、実施時期の調整がつかず実績なし。	今後も4年に一度市長選挙が行われる見込みであることから実施時期を見直し、令和4年度に実施し、以降隔年で行うこととする。
					決算に係る事務事業評価※の見直しの検討【行財政改革推進課】	新しい評価シートの改善点等を検討し、さらなる各課の負担軽減及び取りまとめ作業の効率化を図る。	昨年度実施後の改善点を反映させ、評価シート及び実施要領を改良した。またExcelの自動化処理により取りまとめ作業の効率化を図った。	
⑥ 公営企業改革								
					水道料金と下水道使用料の見直しの検討【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握することともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費削減の検討を行った。	
	☆			★	低区配水池※の跡地活用の検討（再掲）【水道工務課】	耐震性貯水槽を使用した災害訓練を実施する。	10月の上下水道サポーター会議で、耐震性貯水槽を使用した応急給水訓練実施に向け、準備を行った。	
				★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲）【浄水課】	広域化の動向を確認し、施設の統廃合・更新を実施する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視している。今年度の実施予定の給水区域の統廃合に向けた調整を実施した。	目標達成条件は、府域一水道に連携推進協議会から広域的に移行した場合とする。また、給水区域の統廃合について、隣接する配水池から給水することでも耐震である伏見台低配水池への送水を終了した段階とする。
				★	下水処理施設の運用見直し【水質管理課】	【晴天日】次亜塩素酸ナトリウム注入率を削減し、大腸菌群の消毒状況に問題がないか確認する。 【雨天日】放流水の残留塩素濃度を確認し、雨天時運転に関する業務マニュアルの有効性を確認する。	次亜塩素酸ナトリウムの注入率を低減した状況で、晴天日及び雨天日において、常時放流水の残留塩素濃度を確保でき、大腸菌群の排水基準を満たした。 放流水中の残留塩素濃度を低下させたことにより、放流先河川の環境負荷を減らすことができた。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
				★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討(再掲)【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	災害時を見据えた広域連携について、部内だけでなく大阪府とも意見交換を行った。部内会議で広域化の進め方を検討していく上で、池田市、豊中市、大阪府の現状や課題について、意見交換や情報共有ができ、職員の間で向上につながった。	令和元年度における大阪府の見解により、池田市下水処理場と原田処理場※の統合については検討を停止している。今後、部内会議を実施し、災害時の下水処理について柔軟な広域連携の検討を続けていく。
			☆	★	診療機能の向上による収支状況の改善【市立池田病院経営企画室】	救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化などによって患者数を増やすとともに、高度な検査・手術が必要な患者への処置件数を増やし、その結果として収益の増加を図る。	依然として新型コロナウイルスが猛威を振るう中、患者数に回復が見られず、前年度は前年度並みに戻ったものの、入院患者数は前年度を下回っている。一方で入院、外来ともに診療単価が非常に高いこと、また新型コロナウイルス感染症患者の処置に係る補助金が年度当初から交付されたことなどから、収益は増加している。	感染拡大期における診療体制・設備の充実や院内感染防止策の徹底などの対策を講じつつ、救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医との密な紹介・逆紹介の推進などにより、患者数の増加に努め、診療機能の向上による収益性の増加につなげる。「第五波」以上の感染拡大となつた場合、通常診療での対応に影響するが、各種補助金の活用などにより大幅な収益の悪化につなげられないよう努める。
(2) 歳入※の確保								
① 高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化と徴収率の増加と徴収率の向上を図る。								
			☆	★	多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上【納税課】	令和5年4月に実施予定となった地方税共通納付システムの対象税目拡大への対応検討及び近年導入した納付方法の検証を行う。	令和4年度中にシステムへの機能追加が必要であるため、情報収集及びベンダーとの調整を行っている。また、近年導入したスマートフォンアプリ決済による納税について、利用実績の検証を継続的に行っており、令和3年度上期が前年度同期に対し件数で6.21倍、金額で5.25倍となり、利用者が増加している。	
					現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にショートメッセージ(SMS※)送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年度徴収率※99.41%を目指す。	現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にショートメッセージ(SMS※)送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年度徴収率※99.41%を目指す。	市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)の現年滞納者1,187件のショートメッセージを送信した。SMS※送信に対する折り返し電話により、納税折衝に繋がっている。	
					滞納管理システム※の更新による事務処理の効率化【納税課】	仕様の変更に伴う運用の調整及び動作検証を継続して行う。	国保・年金課との共同利用の中で生じた問題を解消し、運用を行っている。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
					<p>弁護士（任期付短時間勤務職員※）による滞納整理の推進【債権回収センター】</p>	<p>①市及び国民健康保険料の高額・難滞納事案について、納付折衝・滞納処分を行う。 ②市債権全般について所管課から相談を受け、助言・指導を行う。</p>	<p>①前任者から引き継いだ事案を中心に、市税（64件）・国民健康保険料（9件）について納付折衝・滞納処分に着手しつつある。 ②市債権に関する案件にとどまらず、各種の法的紛争の解決に向けて各課から相談を受け、助言・指導を行った（7件）。 ③直接輸入※に結びつかない事案や、もはや徴収を行うことができない債権の処理についても、適切な助言・指導を行った。</p>	
					<p>債権管理条例※に基づく市債権の適正管理【債権回収センター】</p>	<p>①収納対策推進本部会議・収納対策連絡会議の開催により、未収債権の圧縮について全庁的なコンセンサスを得る。 ②非強制徴収債権については裁判所を通じた債権回収を目指すとともに、消滅時効が完成した私債権を中心に、債権管理条例に基づく債権放棄を行うこととで不良債権を整理する。</p>	<p>①収納対策推進本部会議を開催し、市長以下幹部職員の間で未収債権の圧縮についてコンセンサスが得られた。 ②強制徴収公債権については各課から事案の引継を受け、滞納処を前提とした滞納整理に着手するとともに、非強制徴収債権の一部についても、法的措置を前提とした納付折衝により完納に至っている。</p>	
② 庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるとも連携を図るノハウの向上に努める。								
					<p>徴収ノハウの向上のための税務署、府税務所等との徴収業務の連携【納税課】</p>	<p>債権回収センターとの併任職員が習得した折衝と新たな滞納整理の手法を市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。</p>	<p>債権回収センターとのすみ分けを含めた連携の確立を目的とした協議を8月に実施した。府税務所から依頼を受けた自動車税納期について、ホスターを掲示し周知に協力した。</p>	
					<p>徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣【債権回収センター】</p>	<p>6月に市から引継ぎを送付（92件）し、完納に至らなかった80件及び令和2年度からの継続4件の徴収引継ぎを実施した。7月2日付で徴収機構から滞納者引継ぎを送付し、一括もしくは早期完納にて納付折衝を行った。納付・相談にもない事案は、財産の滞納処分を行っている。滞納率65%の実現を目標として折衝を進め、財産調査・滞納処分を実施する。</p>	<p>6月に市から引継ぎを送付（92件）し、完納に至らなかった80件及び令和2年度からの継続4件の徴収引継ぎを実施した。7月2日付で徴収機構から滞納者引継ぎを送付し、一括もしくは早期完納にて納付折衝を行った。納付・相談にもない事案は、財産の滞納処分により判断している。滞納率65%の実現を目標として折衝を進め、財産調査・滞納処分を実施する。</p>	<p>徴収率65%の実現を目標として折衝を進め、財産調査・滞納処分を実施する。</p>

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
					債権管理条例※に基づく市債権の適正管理(再掲)【債権回収センター】	①収納対策推進本部会議・収納対策連絡会議の開催により、未収債権の圧縮について全庁的なコンセンサスを得る。 ②非強制徴収債権については裁判所を通じた債権回収を目指すとともに、消滅時効が完成した私債権を中心に、債権管理条例に基づく債権放棄を行うことと不良債権を整理する。	①収納対策推進本部会議を開催し、市長以下幹部職員の間で未収債権の圧縮についてコンセンサスが得られた。 ②強制徴収債権については各課から事案の引継を受け、滞納処分を前提とした滞納整理に着手するとともに、非強制徴収債権の一部についても、法的措置を前提とした納付折衝により完納に至っている。	
	③				使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえそうなPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。			
				★	消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討【行財政改革推進課】	使用料・手数料の見直し及び指針の策定のための情報収集を行う。	他市における使用料・手数料の見直し指針について情報収集を行った。	
					水道料金及び下水道使用料の見直しの検討(再掲)【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	
	④				ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。			
					新たな税外収入確保スキームの検討【行財政改革推進課】	新たな歳入※確保の手法を模索し、導入の可否について検討する。	他市における歳入※確保策について情報収集を行った。	
					市有財産の活用と未利用土地等の売却【総務課】	活用または売却可能な物件が出れば、随時処理していく。	現在のところ、活用や売却が可能な物件がないため実績なし。	
					法定外公共物※(里道・水路など)の払下申請に基づく売却【総務課】	売却可能な物件が出れば随時処理していく。	売却予定地の売却に向けた準備を進めている。	
				★	ふるさと納税制度の活用によるみんなでつくるまちの寄付の募付【商工労働課】	寄附金収入の増額につなげるため、ふるさと納税ポータルサイトの拡充や、クラウドファンディング型ふるさと納税の募集を実施する。	「新型コロナウイルス感染症対策 生理の貧困等女性問題 対策プロジェクト」のための寄附を、クラウドファンディング型ふるさと納税として7月16日から受付開始した。また、新たにふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」について、10月1日導入開始に向けて調整を行った。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
			☆	★	診療機能の向上による収支状況の改善 【(再掲)】(市立池田病院経営企画室)	救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化などによって患者数を増やすとともに、高度な検査・手術が必要な患者への処置件数を増やし、その結果として収益の増加を図る。	依然として新型コロナウイルスの影響は大きく、外来患者数は前年度並みに戻ったものの、入院患者数は前年度を下回りに続けている。一方で入院、外来ともに診療単価が非常に高いこと、また新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴って、診療機能の向上による収益性の増加につなげる。 「第五波」以上の感染拡大となった場合、通常診療での対応に影響するが、各種補助金の活用などにより大幅な収益の悪化につながらないよう努める。	感染拡大期における診療体制・設備の充実や院内感染防止策の徹底などの対策を講じつつ、救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医との密な紹介・逆紹介の推進などにより、患者数の増加に努め、診療機能の向上による収益性の増加につなげる。 「第五波」以上の感染拡大となった場合、通常診療での対応に影響するが、各種補助金の活用などにより大幅な収益の悪化につながらないよう努める。
				★	自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討【各部署】	行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収を行う。	申請に応じて目的外使用許可を行い、使用料を徴収した。	
(3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理								
① 市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う。								
				★	多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上 【人事課】	空養的業務等への対応として任期付短時間勤務職員※や会計年度任用職員※を活用する。	新型コロナウイルス対策において任期付短時間勤務職員※と会計年度任用職員※を採用した。	令和4年度に策定される第7次総合計画※の体系に即した組織・事務分掌の見直しを行う必要がある。
					市民ニーズや行政課題に即した組織編制の実施【行財政改革推進課】	現行体制における各部署の課題の抽出と、その解決のために有効な組織編制を検討する。	現行体制における各部署の課題の抽出を行った。	
② 研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。								
					研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上【人事課】	各種研修及び派遣研修を継続して実施する。随時オンライン対応を行う。人事制度と研修制度の連携を検討する。	新規採用職員研修・新任副主幹研修・課長研修、採用面接官講座を実施した。外部研修機関への職員派遣（オンライン受講含む）を実施した。	緊急事態宣言発令により延期した研修は、会場と対象者数等を適切に管理して下半期に実施する。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
③ 人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。								
3 広域行政の推進								
(1) 他市町との連携の強化								
① 大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。								
					北摂市長会※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	北摂7市で連携し、大阪府施策に対する要望や運営に関わる項目について議論していく。	8月に総会を行った。事務担当者を10月に開催することを決定した。	令和4年1月頃に意見交換会が開催される。
					豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	豊能地区3市2町の共通課題について、調査・検討を進める。	事務担当者会を1回行った。総会を8月に行う予定であったが、市長不在のため延期となった。	総会を11月に開催する。
② 府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。								
					2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理【SDGs政策企画課】	共同処理を行うとともに、2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務に係る情報共有や調整、懸念事項について検討する。	8月に2市2町広域連携研究会を開催し、物品の共同調達研究会の設置について検討を行った。また、共同処理事務の懸念事項等について、2市2町で随時情報を共有した。地方分権が進み基礎自治体の役割が大きくなる中において、効率的な行政運営が実施できた。	8月に2市2町広域連携研究会を開催し、物品の共同調達研究会の設置について検討を行った。また、共同処理事務の懸念事項等について、2市2町で随時情報を共有した。地方分権が進み基礎自治体の役割が大きくなる中において、効率的な行政運営が実施できた。
					3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施【空港・観光課】	—	協議の結果、本協議会を解散し、4月から下記の「2市2町（豊中市、池田市、豊能町、能勢町）」で構成する豊能地区観光連携連絡会※へ移行することとなった。	
				★	2市2町（豊中市、池田市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区観光連携連絡会※による事業の実施【空港・観光課】	豊能広域（2市2町）間で各自治体で取り組んでいる観光施策の情報共有を行う。		コロナ禍で事業が実施できなかつたため実績なし。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
			☆		豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討【消防本部総務課】	豊中市とは年1回消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討する。 近隣市との指令業務における共同運用については、令和3年2月に設置した「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令業務協議会」にて、令和6年度の消防指令業務の一元化を図ることで情報の共有化を行い、各市への出場指令を迅速に行うことが可能となった。	豊中市・吹田市・箕面市・摂津市消防通信指令業務協議会を2回（内書面会議1回）、同幹事会に係る連絡調整会議を1回開催した。 豊中市との指令業務の共同運用については、境界付近で発生した火災や集団救急など特殊災害へも迅速で効果的な対応ができ、消防指令業務を集約し、災害情報の一元化を図ることで情報の共有化を行い、各市への出場指令を迅速に行うことが可能となった。	豊中市と11月に消防指令業務共同運用連絡会議を実施する。 ・「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令業務協議会」にて令和6年度の消防指令センター運用開始に向け、各種検討課題について協議を進めていく。
(2) 国や府との協力関係の強化								
① 国や府の広域行政支援施策の活用を進める。								
				★	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構への参加、職員派遣（再掲）【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝と新たな滞納整理の手法を市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	6月に市から引継ぎ予告を送付（92件）し、売納に至らなかった80件及び令和2年度からの継続4件の徴収引継ぎを実施した。7月2日付で徴収機構から滞納者に引継ぎを送付し、一括もしくは早期完納にて納付折衝を行った。納付・相談とにもない事案は、財産の滞納処分を行っている。 事前調査により判断できている財産の滞納処分は、計画的に実施できている。 新型コロナウイルスの下ではあるが、これまで納付がなかった事案についても、丁寧な納付折衝により継続納付に導くことができている。	徴収率65%の実現を目標として折衝を進め、財産調査・滞納処分を実施する。
② 各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。								
					「大阪府“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討【SDGs政策企画課】	権限移譲※事務を処理するとともに、権限移譲※事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。	権限移譲※事務を処理するとともに、権限移譲※事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。	
				★	池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討【各部署】	—	池田保健所の移転が見直しとなったため、令和元年度で保健福祉総合センター改修事業を廃止した。	
				★	都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化【審査指導課】	—	令和元年5月より改正条例を施行開始し、事務処理の効率化を図っている。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
4 情報通信技術の活用								
(1) 情報システムの機能強化								
① 電子申請、電子入力など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。								
					スポーツ施設予約案内システムの運用【ICT戦略課】	スポーツ施設予約案内システムの安定稼働に努める。また、令和3年度のオペラスシステム更新に先立ち、情報収集を行う。	安定した稼働及び効率的な運用を行うよう努めた。	
					ホームページからの電子申請サービスの充実【ICT戦略課】	大阪府内の電子申請導入状況を注視するとともに、本市の現行の手続きの状況に鑑み、各種手続きの電子化の可否を検討する。また、令和4年度に実施する予定の手続きのオンライン化について情報収集を行う。	大阪府内の電子申請導入状況の注視、既に電子化されている手続きの利便性向上について検討及び令和4年度に実施する予定の手続きのオンライン化について情報収集を行った。	
				★	問合せ自動応答システム(AI※チャットボット※)の導入【幼児保育課】	必要な情報の精査、発信を行い、適切な運用を目指す。また、利用数増加のため周知を行う。	運営事業者と連携しながらチャットボット※システムを運用している。HP、ガイド、チラシ等で周知した。市役所の開庁時間中に問い合わせることが困難な方等が、24時間365日いつでも気軽に相談できるようになり、利用者支援体制が向上した。	問い合わせセンターの解析により、必要とされる情報を的確に発信できるとの改善を重ねていくことにも、市ホームページ等を活用し、利用数増加をめざす。
② 統合型GIS※の多機能化に努める。								
					統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討【ICT戦略課】	基盤図の更新や地番図の整備を行い、災害時に有効利用できるシステムとして利用業務の拡大をめざす。統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを実施する。	統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを行った。	
③ 窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。								
				★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上(再掲)【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	公共施設予約・施設システムやWeb会議システム、テレワーク端末の安定した稼働及び効率的な運用を行うよう努めた。Web会議システムやテレワーク端末の導入を行ったことにより、業務の効率化に繋がった。	引き続き、RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び活用への検討を行う。また、新たなシステムなど、各種サービスの研究を行う。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
					母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上【健康増進課】	母子健康管理システムに、母子保健事業の実施結果をデータ入力する。	毎月の母子保健事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査等）の診査結果等の入力を行い、データ管理に努めている。入力データの抽出により、国・府への調査報告を短時間で行うことができ、また未受診者への受診勧奨を実施している。	国において、生涯にわたる健康データの電子記録化により、マイナンバーを活用して本人等が把握・活用できような仕組みの整備を進めており、実施計画に基づいて適宜システム改修等の対応を行う。
			☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲）【幼児保育課】	選考所要時間の短縮により人件費相当額の75%を削減する。 令和4年4月入所分の選考結果通知を元年度分より1か月早期化する。	令和3年度4月入所選考の結果通知を、例年より3週間早期化することができた。5月以降の各月入所選考においても活用する。入所選考における結果のシステムへの反映がなくなり、その時間の人件費が削減できた。選考結果通知の早期化により、市民の生活※の時間制約を削減という行政サービスの向上を図った。	
				★	問合せ自動応答システム（AI※チャットボット※）の導入（再掲）【幼児保育課】	必要な情報の精査、発信を行い、適切な運用を目指す。また、利用数増加のため周知を行う。	運事業者と連携しながらチャットボット※システムを運用している。HP、ガイド、チラシ等で周知した。市役所の開庁時間中に就労等の事情により、市役所の開庁時間中に問い合わせることが困難な方等が、24時間365日いつでも気軽に相談できるように、利用者支援体制が向上した。	問い合わせデータの解析により、必要とされる情報を的確に発信できるよう改善を重ねていくとともに、市ホームページ等を活用し、利用数増加をめざす。
④住民基本台帳などにかかる基幹系システム※、市組織内を網羅する内部情報システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。								
					各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築【ICT戦略課】	基幹系、庁内系の両システムについて可否を検討する等、引き続き各業務のシステム化、アウトソーシングについて検討し、事務の効率化を図っていく。	基幹系、庁内系の両システムの安定稼働に努める。庁内系システムについてはサーバー等を庁外に設置しての運用の可否を検討する等、引き続き各業務のシステム化、アウトソーシングについて検討し、事務の効率化を図っていく。	基幹系、庁内系の両システムの安定稼働に努めた。また、庁内系システムについては、ペーパーレスシステムの導入を行った。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
(2) 行政情報の活用的高度化								
① 市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。								
	☆				SNS※の更なる活用による広報活動の推進 (再掲) 【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	新型コロナウイルス関連情報やその他の市政情報をLINE、Facebook、Twitter、Instagramなどで配信した。	継続的に新型コロナウイルスやイベント情報などを発信し、より戦略的な発信をめざす。
					ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信(再掲) 【広報シティプロモーション課】	利用者にとってより見やすく・探しやすい・わかりやすいホームページのため、継続的な改善に努める。	継続して改善に努め、情報発信に寄与できている。	
	☆			★	Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信(再掲) 【空港・観光課】	池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。	コロナ禍であるため十分な観光情報発信ができていないものの、8件の投稿を行い、フォロワー数は昨年度末時点の5,722人から32人増加し、5,754人となった。	
					消防Facebookページによる情報発信(再掲) 【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を14件発信し、リアルタイムで消防に関する情報発信ができた。消防の多種多様な取組や情報を発信することで消防を身近に感じてもらえた。	
	☆				「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信(再掲) 【教育政策課】	フォロワー70人をめざす。 「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を年10回程度行う。	「ふくまる教志塾※」の告知及び「ふくまる教志塾ゆめたまごセミナー」の開催告知を5回掲載した。フォロワー数は現時点で58人。	塾生以外のフォロワー数が伸び悩んでいる。
					ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信(再掲) 【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。昨年度と同時期に比べ、ウェブサイトのアクセス数が+4%と上昇しており、効果的な情報発信ができていく。	市で実施している子育て世帯向けのイベントの特集記事を掲載するなど、子育て世帯にとってより有益な情報発信を行う。
					「いけだつながりシートIkeda_s※」の電子版である「e-Ikeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上(再掲) 【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	9月末までの登録者数は、累計1,192名、令和3年度中は54名の新規登録者数があり、一定の増加が得られている。6月から出生届出時にファミリー版Ikeda_s※の配布を開始し、同時にe-Ikeda_s※の案内チラシを渡し、渡していることにより、一定の増加が得られている。	今後、活用を更に促進していくためには、活用のための仕組みを構築していく必要がある。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和3年度の実施目標	令和3年9月末時点における取組実績	備考
(3) 情報セキュリティ対策の高度化								
① 本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。								
					情報システム運用基準の整備 【ICT戦略課】	社会保障・税番号制度の運用や他官公庁におけるセキュリティインシデント等の社会情勢に鑑み、池田市セキュリティポリシーの周知を行い運用体制の整備を行う。	池田市情報セキュリティポリシーをより周知するため、セキュリティに関する注意事項の周知を行った。また、テレワーク端末を利用するにあたり、情報漏洩等のセキュリティ上のリスクを回避するよう、運用体制の整備を行っている。	
② 情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を持続的に実施する。								
					住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施【ICT戦略課】	監査・自己点検を徹底し、セキュリティの確保に努める。また、セキュリティマニユアルの作成・周知を行うことで、職員の意識向上を狙い、本市のネットワークセキュリティをより強固なものにする。	8月には公的個人認証サービスに係る内部監査を実施した。また新規採用職員にはセキュリティ研修を実施した。職員のセキュリティに対する意識を向上することで、本市のネットワークセキュリティの強化に繋がった。	

【資料】用語解説

用語	解説	記載ページ
あ行		
池田くらしの情報	「広報いけだ」に掲載の記事から外国人市民向けに抜粋し、多言語に翻訳した冊子のことで、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の5言語で作成しています。	9
一般会計	市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことで、対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。	1、3
大阪発“地方分権改革”ビジョン	大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことで、	22
大阪府域地方税徴収機構	個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町村により構成される組織のことで、	18、22
公の施設	地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するものをいいます。	13
か行		
会計年度任用職員	地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことで、	20
観光大使	本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。	9
基幹系システム	住民情報システム全般のことで、	24
共同利用施設	大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集会や学習などの場として設置した施設のことで、	14
暮らしの便利帳	本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことで、 平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世帯に配布されました。	7
グラフィけだ	本市の地図や施設を掲載した刊行物です。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載し、主に転入者に配布しています。	7
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のことで、年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。	1、4

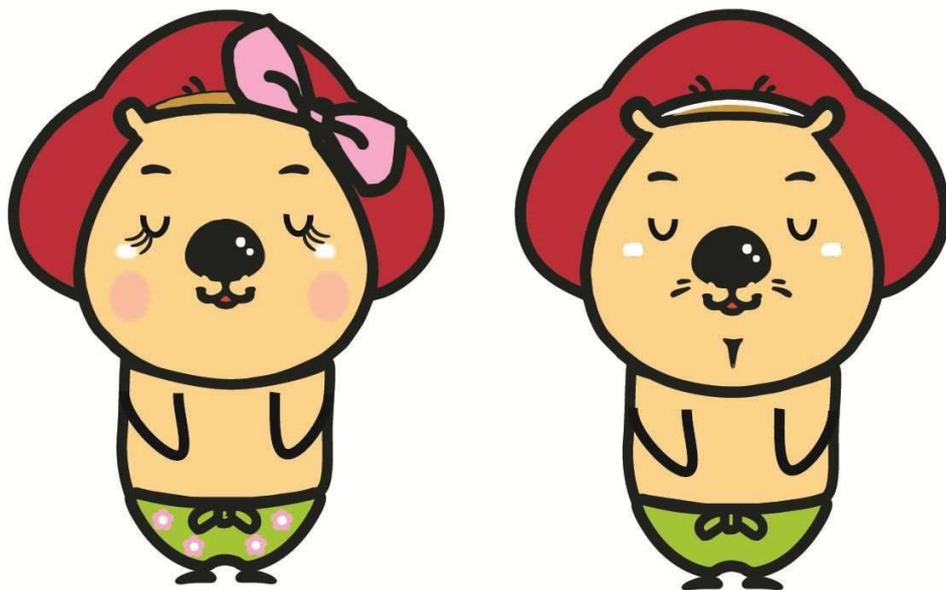
用語	解説	記載ページ
経常収支比率	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。</p> <p>税などに代表される経常的に収入される財源で使途が自由なもの（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。</p> <p>◎経常収支比率（％）  <math display="block">= \frac{【経常経費充当一般財源】}{【経常一般財源】} \times 100</math></p>	1、2
権限移譲	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。	22
現年徴収率	現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことをいいます。対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。	17
公共施設等総合管理計画	公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。	14
公的個人認証	インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。	26
声の広報	視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。	9
個別施設計画	「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。令和2（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿化計画に必要事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。	14、15
さ行		
債権管理条例	本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行財政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のことで、債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。	18、19
財政調整基金	経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。	1、2、4
歳入	国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。	1、18、19
再任用職員	定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。	10

用語	解説	記載ページ
実働職員数	本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。	1、3
指定管理者	「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。	12、13
事務事業評価	本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしながら、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。	16
住民情報システム	主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。	24
情報セキュリティ監査	情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。	26
総合計画	地方公共団体の将来を展望した、総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画のことをいいます。 本市では、昭和45年に初めて策定以来、5次にわたり計画を改定しながら平成23年1月に第6次総合計画を策定しています。 計画期間は平成23年度から平成34(2022)年度までの12年間であり、本市の将来像やまちづくりの基本姿勢、方向性等を示す基本構想、具体的な施策を示す基本計画と、予算編成の指針となり4年毎に見直す実施計画からなっています。	20
<b>た行</b>		
滞納管理システム	滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムのことです。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。	17
多言語版生活ガイド	転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を多言語で掲載しているガイドブックのことです。	9
地域分権制度	市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度のことです。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。	11
地方交付税	国が徴収した税金を、一定の合理的な基準によって地方公共団体に再配分するもののことです。 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が標準的な行政サービスを提供できるよう交付される普通交付税と、災害や地方公共団体固有の財政需要に対して交付される特別交付税があります。	2
チャットボット	パソコンやスマートフォン等から、質問者がメールやチャットを利用する感覚で入力した質問に対して、あらかじめ用意した回答を自動応答するプログラムのことです。	23、24
長寿命化計画	今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画のことです。	15

用語	解説	記載ページ
低区配水池	昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校になどにお届けする施設のことで	14、16
投資的経費	道路工事や建設事業など支出の効果が長期にわたる社会資本の整備などに要する経費であり、最終用途が資本形成に寄与する経費のことで	2
都市計画法施行条例	市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のことで	22
都市再生整備計画	地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことで	14
豊能地区観光連携連絡会	豊能地域の2市2町（豊中市、池田市、能勢町、豊能町）が地域の特性を生かした観光振興を図るため、その推進のための情報共有及び意見交換を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした連絡会のことで	21
豊能地区広域観光推進協議会	地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことで  【会 員】能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】池田市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】大阪府、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会	21
豊能地区市長・町長連絡会議	豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連する事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことで	21
な行		
内部情報系システム	自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことで	24
任期付短時間勤務職員	原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことで	18、20

用語	解説	記載ページ
は行		
働き方改革	「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中で、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すための取組のことをいいます。	1、3
パブリックコメント手続	行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことを指し、「意見公募手続」ともいいます。本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」や「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。	10、14
原田処理場	大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）における各市町の一部もしくは全ての下水を集約処理して猪名川に排水している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています）	15、17
ふくまる教志塾	本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生及び社会人に対して、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。	8、25
普通会計	一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。	3
プラットフォーム	異なるグループや要素を仲介し結びつけることでネットワークを構築する場のことです。	5
法定外公共物	里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。	19
北摂市長会	豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。	21
母子健康管理システム	母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのものです。	24
保活	子どもを保育園等に入れるために保護者が行う活動のことです。	12、24
ま行		
まちづくり出前講座	市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。	8
ら行		

用語	解説	記載ページ
立地適正化計画	人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。	14
臨時財源補てん	財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を計るにあたっては、上記2項目を除くこととします。	1、4
類似団体	人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。箕面市、守口市、伊勢市、小樽市などがあります。	3
A~Z		
AI	アーティフィシアル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。	11、12、23、24
e-lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。	8、25
ESCO事業	エネルギー・サービス・カンパニー事業の略称で、顧客の光熱水費削減に必要なとなる投資の全てまたは一部を事業者が負担して経費削減を実施し、これにより実現した経費削減実績から一部を報酬として受け取る事業です。	15
GIS	地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことです。	23
lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。	8、25
RPA	ロボティック・プロセス・オートメーションの略称です。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもので、人間が同じ作業を行う場合と比べてコストやミスの削減が期待されます。	11、23
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。	5
SMS	ショート・メッセージ・サービスの略称です。携帯電話などで、比較的少ない文字数の文章を送受信できるサービスのことです。	17
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことです。FacebookやTwitterが代表例です。	7、8、9、25



令和4年 月 発行  
池田市行財政改革推進プランⅢ  
令和3年度 中間報告  
発行 池田市  
編集 池田市総合政策部行財政改革推進課  
〒563-8666  
大阪府池田市城南1丁目1番1号  
TEL : 072-754-7003 (直通)  
HP : <https://www.city.ikeda.osaka.jp/>  
E-mail : gyokaku@city.ikeda.osaka.jp